

令和元年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和2年1月17日

場所 十和田市役所別館1階会議室

令和元年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和2年1月17日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和2年1月17日(金) 午後2時43分

4. 出席農業委員(18名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員

なし

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 出席農地利用最適化推進委員(10名)

旧十和田湖	白山雄治郎君	旧十和田湖	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	切田	若沢弘幸君

切 田 中川原 彰 造 君 大深内 立 崎 和 寿 君
藤 坂 松 田 賢 志 君 六日町 竹ヶ原 竹 夫 君

8. 欠席農地利用最適化推進委員（4名）

深 持 下久保 トキ子 君 大深内 工 藤 武 彦 君
伝法寺 小笠原 秋 彦 君 東 部 山 端 至 誠 君

9. 会議に付した案件

報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第48号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第49号 農地の転用事実に関する照会について
報告第50号 農地等の現況について（土地改良区）
報告第51号 農用地利用配分計画の認可について
議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第61号 公売買受適格者の証明について
議案第62号 贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第63号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第64号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第65号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第66号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第67号 競売買受適格者の証明について

10. 議事録署名委員

9番 北 上 稔 君 10番 國 分 弘 志 君

11. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長 今 泉 卓 也 事 務 局 次 長 高 橋 克 彦
事務局農地係長 越 田 守 事務局振興係長 根 岸 優 一
事務局主査 山 崎 和 也 事務局主査 中野渡 礼 央
事務局主査 椛 木 信 人 事務局主査 吉 田 武 範

12. 書 記

事務局主査 椋木 信人

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年1月8日に告示招集いたしました、令和元年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 北上 稔 委員、10番 國分 弘志 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第46号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページは、農地法及び農業経営基盤強化促進法によるものが10件で今回は52番、53番、55番、57番、58番は賃借予定。54番、59番は機構への切替予定。56番、60番、61番は農地として管理予定です。基盤法によるものは54番と59番です。あっせんの希望はありません。次に、4ページは中間管理事業によるものが2件で、今回は28番は売買予定。29番は賃貸借から使用貸借に変更です。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから11ページです。今回は24件で、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望は109番で、その他はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは107番、119番、120番、124番の現況の一部は宅地です。110番の現況は宅地です。111番の現況は一部宅地及び公衆用道路です。114番の現況の一部は山林です。115番の現況の一部は雑種地です。121番の現況は山林です。123番の現況の一部は山林及び宅地です。なお、相続等を受けた農地が、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第48号競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。13ページから14ページです。73番から78番までの6件とも令和元年11月第8回総会議案第49号で承認した案件で、開札は12月11日、許可交付は12月12日に行っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。報告第49号農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。16ページです。今回の照会は3件、4筆で、現地調査は1月8日に実施し、法務局への回答は1月9日に行っております。41番は、株式会社北上クレーン工業から西に約160メートル先です。長期間農地として利用されておらず、笹が繁茂しているが樹木は無く、農地への復元は可能と見込まれることから農地と回答。42番は、市営井戸頭団地の南側です。①、②の隣地に昭和42年建築の住宅と昭和54年建築の車庫があり、どちらともその庭の一部となっており、住宅等の建築当時から庭として利用されていると考えられることから非農地と回答。43番は、川代集落西側の林道を北西方向に約3キロメートル先です。樹高15メートル以上の杉林となっており、周囲も杉林となっていることから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いいたします。報告第50号農地等の現況について、土地改良区。十和田土地改良区から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。18ページです。今回の照会は2件、5筆で、現地調査は1月8日に実施し、土地改良区への回答は1月10日に行っております。1番の①は、旧上切田小学校の校舎側から西に約200メートル先です。農地として適切に管理されていることから農地と回答。1番の②は、旧上切田小学校の校庭南側道路を西に約130メートル先です。例年水稻が作付けされていることから農地と回答。2番の3筆は、旧藤坂稲作部から東南方向に約450メートル先の鉄塔の周囲です。鉄塔を取り囲む土地で、葎など雑草が繁茂しているが、農地として利用が可能と判断されることから3筆全て農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）19ページをお願いいたします。報告第51号農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。令和元年10月第7回総会議案第46号及び令和元年11月第8回総会議案第52号で承認されたものです。20ページから21ページです。賃借権の合計は6件、15筆、45,173平方メートルで、全て新規です。期間は127番が9年、128番から130番が10年、131番、132番が5年です。22ページから24ページです。使用貸借の合計は9件、40筆、115,398平方メートルで、全て新規です。期間は、146番から150番と152番が10年、151番が20年、153番と154番が7年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は、竹浦班長、小田委員、中野渡委員の3名です。1月8日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

（力石 堅太郎 会長 退席）

（小川 正孝 会長職務代理者 議長席に着席）

再開 午後2時15分

議長（小川正孝君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（小川正孝君）次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 25ページをお願いいたします。議案第60号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、26ページから30ページになります。以上です。

議長（小川正孝君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。2番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は、所有権移転が10件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が3件で、合計18件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号79番から85番までは、相手方要望による売買です。86番から贈与で、86番は親から子へ、28ページの87番は子から親へ、88番は知人へ、それぞれ贈与するものです。29ページからは貸借です。申請番号55番から30ページの59番までは、労力不足により賃貸借を行います。60番から62番までは、相手方要望により使用貸借するものです。これらの申請のうち、27ページの85番と30ページの61番及び62番は新規就農です。27ページの85番は、売買により農地を取得して、水稻を作付けする計画となっております。30ページの61番と62番の借人は同一人で、こちらは使用貸借により農地を借り受け、にんにくと西洋野菜を作付けする予定です。営農計画書をもとに聞き取り調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転及び賃借権設定の申請に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議長（小川正孝君） 小田委員、ご苦労様でした。

議長（小川正孝君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小川正孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可することに決

定いたしました。

議長（小川正孝君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

（小川 正孝 会長職務代理者 委員席に着席）
（力石 堅太郎 会長 着席）

再開 午後2時20分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いいたします。議案第61号公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。32ページです。今回の農地は、2件、5筆で、令和元年7月第4回総会報告第23号で全て農地と報告済みのものです。6番、7番は同一農地で、2件の提出があったものです。同様に、8番、9番は同一農地で、2件提出があったものです。入札日は、令和2年1月31日、売却決定日は、令和2年2月7日です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第61号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 33ページをお願いいたします。議案第62号贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件です。34ページです。この件は、農地の生前一括贈与を受けた方の税の徴収猶予について、3年毎に税務署等の照会に対し、届ける適格者の証明です。今回は、贈与税のみ3名、不動産取得税のみ1名、両方の方1名で、合計5名です。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第62号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 35ページをお願いいたします。議案第63号十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、36ページから38ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君） 農用地利用調整会議の結果について報告願います。8番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君） それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。1月8日の午後、竹浦班長、小田委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、36ページの所有権移転による売買2件で、19番は相手方要望のため、20番は労力不足のため売買するものです。37ページから38ページまでの6件

は期間満了による使用貸借の再設定です。これらは設定内容に変更がないことから、利用調整会議の対象とはしていません。所有権移転と使用貸借にかかる申請地はすべて農業振興地域内の農用区域農地であり、農地の受け手は、認定農業者です。これらの申請地は、受け手の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の2件と使用貸借による権利の設定の6件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、この旨を1月8日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（力石堅太郎君）中野渡委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は要請することにより決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）39ページをお願いいたします。議案第64号十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。40ページから43ページです。賃借権の合計は、11件、40筆、126,724平方メートルです。期間は38番、39番、40番、42番、45番、48番が10年です。41番、46番、47番が5年、43番が20年です。44番と45番が、経営転換協力金の対象となります。44ページから45ページです。使用貸借の合計は5件、21筆、44,448平方メートルです。期間は61番から63番が10年、64番が3年、65番が6年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第64号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）46ページをお願いいたします。議案第65号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、47ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、3件です。申請番号47番の転用事由は、事務所の建築です。譲受人が現在入居している事務所が手狭になっていることから、現事務所近くの農地を選定して新築しようとするものです。場所は、スーパーセンター・トライアル十和田店から東に約120メートル先です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。48番の転用事由は、建売分譲です。譲受人が売買により農地を取得して、16棟分の建売住宅を販売する計画となっています。場所は、十和田中学校から北に約600メートル先です。農地区分は、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可となり、不許可の例外として該当する項目もないものと考えます。49番は、整備車両及び社用車の駐車場の整備です。既存の整備工場兼車両置場が手狭になっていることから、敷地の南側の農地を購入して敷地を拡張しようとするものです。なお、この申請地については、転用許可に先立ちこのほど農振除外の手続きが完了しています。場所は、一本木沢温泉から北に約480メートル先です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外に該当すると考えられます。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請番号47番と49番は農地転用の要件を満

たしており、また申請内容に対して適当と認められますが、48番は転用許可基準の要件を満たしていないため不適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委 員（米田一典君）議長。

議 長（力石堅太郎君）はい。

委 員（米田一典君）いいですか。今、報告者の方から48番が要件が見当たらないと言うことですので、保留にすべきだと思います。保留です。

議 長（力石堅太郎君）暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

(不許可相当の意見を付して県へ送付して県の判断に委ねることについて説明)

再開 午後2時37分

議 長（力石堅太郎君）会議を戻します。

議 長（力石堅太郎君）質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件の申請番号48番について不許可相当とし、その他は許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第65号は申請番号48番について不許可相当とし、その他は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 48ページをお願いいたします。議案第66号農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。49ページは、十和田市長からの照会文書の写しです。50ページです。1番、2番は同一の場所で、良好な営農条件を備えた農地であります。3番、4番、5番は同一の場所で、畑から原野へ地目変更されており、非農地であります。6番は、申出者の自宅の隣地で、住宅新築を計画しています。7番は、申出者の事業所の隣地で、社用車及び従業員用の駐車場を計画しています。8番は、申出者が一時転用申請した農地の隣地で、貯蔵施設を計画しています。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第66号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 51ページをお願いいたします。議案第67号競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。52ページから53ページです。今回の農地は、4件、6筆で、令和元年6月第3回総会報告第16号と7月第4回総会報告第22号で全て農地と報告済みのものです。7番、8番は同一農地で、2件提出があったものです。同様に、9番と10番、11番と12番、13番と14番は同一農地で、2件ずつ提出があったものです。入札日は令和2年2月6日から2月13日です。開札日は令和2年2月19日、売却決定日は令和2年2月26日です。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第67号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時43分 —————